

中国における失地農民の実態と課題

大 島 一 二

1. はじめに

近年の中国農村における深刻な社会問題の一つに、「失地農民問題」(1970年代末の農業生産責任制¹⁾実施以降請負ってきた農地の利用権を失う農民が増加し、生活苦などが深化している問題、詳細は後述)があげられる。この問題は、以下に述べるように、中国において農民の農地利用権が制度的に確立されていない状況のもとで、急速な経済発展により土地需要が急速に拡大していることに基本的な問題が存在する。さらに、この状況を利用して、なかば非合法の利益を求め一部土地開発企業の不法行為の存在と、これを利用する地方政府の腐敗とが拍車をかけている構図が存在している(詳しくは以下の論述を参照いただきたい)。

とくに1990年代後半から、中国経済は急激な発展を遂げ、不動産(マンション)開発・工業開発・インフラ整備等の開発需要が高まり、いわゆる中国版バブル経済ともいえる経済状況が出現した。こうした事情に乗じて、地方政府や開発業者が半ば強制的に低い補償金で農民からの農地収用を急速に進めたことによって、ほとんど満足な補償も受けられないまま、多くの農民が農地利用権を失い、貧困や生活苦に悩む農民が急増する状況に帰結しているのである。

1) 1978年から実施された農業生産責任制については、大島一二(2007)18~21ページ参照。

キーワード：中国, 失地農民, 経済格差, 土地利用権, 社会争議

本論でも言及しているが、近年中国農村では、土地（とくに農民が請け負っている農地）をめぐる諸問題が頻発しており、少なくない事例で、争議や紛争などの大きな社会問題となっている。これは日本と同様に、中国においても土地が希少性を有しているからであり、あわせて法制度の不備が原因となっている。この法制度の不備とは、中国の都市の土地が国有であり、土地利用にかんして政府機関の規制が比較的厳格に実施されているのにたいして、農村の土地は集団所有であることから、2000年代の中頃まで転用等にかんして地方政府レベルで恣意的に土地の用途を変更できる場合が多かったためである²⁾。

こうしたなか、2000年代後半以降、「三農問題」³⁾（都市との比較において農業・農村が経済的に立ち後れている問題、「三農」とは農業・農村・農民問題の総称）等の社会問題の激化に伴って、社会安定のために、中国政府は、近年になって農民の農地請負権を財産権の一部として認める政策を提起しつつある⁴⁾。ただ、問題の全面解決には程遠い状況であり、今後の行方が注目される。

そこで以下では、まず、中国農村における大きな社会問題の一つである「失地農民問題」について、この問題が発生する重要な要因である中国の土地制度問題、および中国の土地収用をめぐる問題を検討する。さらに、この問題が広範な農民の生活に与える大きな影響と、失地農民問題から派生する社会争議の実態を明らかにする。

2. 失地農民問題の拡大

本稿で問題にしている失地農民問題だけではなく、現在の中国農村には実

2) こうした事情から、とくに都市近郊の農地の価格高騰が顕著である。ただ、2000年以降は、食料供給確保のため農地転用にかんして規制が強化されており、なおかつ農民保護機運の高まりもあって、以前ほどは土地収用が容易ではなくなっている。

3) 「三農問題」について詳しくは、大島一二（2011）参照。

4) この直近の中国政府の農村・農業政策については、大島一二（2012b）参照。

に様々な問題が発生している。その深刻なものは、後述する都市と農村の所得格差等の経済問題であるが、失地農民問題のように、社会主義経済期（1949年～1978年）に形成された諸制度における制度的な不備や、都市社会に定着した差別（例えば、都市社会における農村出身者への差別）⁵⁾が存在している。

たとえば、農村問題の典型として、前述した「三農問題」に代表される農村経済の停滞があげられよう。21世紀に入って、急速に成長する都市・工業部門と対照的に、農村・農業部門の経済的停滞は、中国社会における大きな課題として顕在化してきた。現実には都市住民と農村住民との所得格差は、表1に示したように、1985年の1:1.86（農村を1としたときの都市の所得）から2000年の1:2.79へ、さらに2010年の1:3.23⁶⁾へと拡大し、大きな社会問題となっている。

表1 農民1人当たり純収入の推移と都市との格差

	農民1人当たり 純収入(元)	都市住民所得 (元)	農民所得を1とした 場合の都市住民の所得
1985年	398	739	1.86
1990年	686	1,510	2.20
1995年	1,578	4,283	2.71
2000年	2,253	6,280	2.79
2005年	3,255	10,493	3.22
2010年	5,919	19,109	3.23

（出所）中国農業部編（2011）から作成。

こうした三農問題の深刻化のなかで、社会的・経済的に圧倒的に不利な立場にある農民の生活を、唯一経済的に保障するものが「利用権を有する（請

5) たとえば、「清理岐視暫住人口政策就業政策将与戸口脱鉤」（都市に移動した農村戸籍者の人口政策、就業政策を都市での戸籍の有無とリンクさせず、差別を解消する）『羊城晚報』2012年2月24日では、これまで都市での戸籍を有していないことで、農村戸籍者が就業、居住、教育等の面で制度的な不利益や差別を受けていた現状を改革していくとの方針が示されている。

6) 中華人民共和国農業部編（2011）157ページ。

負) 農地]であると言っても過言ではない⁷⁾。よく知られているように、中国の農家一戸当たり農地規模は他国と比較において著しく零細であり、農業部弁公庁編(2006)⁸⁾によれば、全国の2.49億戸余りの農家の平均耕地面積は7.3ムー(48.7a)、農家人口一人当たり1.41ムー(9.4a)にすぎない。しかも1農家が利用する農地は、平均で5.8カ所に分散しているとされる⁹⁾。当然、その零細分散化した農地から得られる収穫も決して十分なものではないが、多くの農民にとって、既存の社会保障制度の恩恵を十分に受けられず(中国の農村合作医療制度は1980年代前半の人民公社制度の解体によっていったん失われ、現在再建途上であるためその普及率は低く、農村の年金制度は大多数の農民にとって利用できないのが実態である¹⁰⁾)、農外就業も不安定かつ低賃金であるため、たとえ少額であっても比較的安定的な所得が期待できる農業所得は、農民(とくに貧困地域の農民)にとって、重要な意味を持っているのである。

-
- 7) 大島一二(2012a)によれば、農村戸籍者を対象とした失業保険については、いくつかの主要都市(例えば農村出身労働者が集中している深圳市)においては制度的にまったく未整備状況にあることを指摘している。つまり、現状では農民は失業しても公的な扶助はほとんど受けられず、請負農地がかるうじて彼らの生活を支えることになる。
- 8) 農業部弁公庁編(2006)参照。
- 9) 大島一二(2011)では、なぜこのように分散したのかについて説明している。その要点は、中国農村には社会主義経済期に「村内農地利用公平の原則」とでも説明できる状況が出現したことによる。この原則とは、村内の各農家への農地配分に関し、できるだけ住民に公平性を優先するという原則のことを指し、この原則にもとづいて、各農家は単に公平にほぼ同面積の配分を受けるだけでなく、農地条件(豊度、灌漑施設の有無等)の面でも公平さが追求されている。つまり、各農家の請負農地は村内の条件の異なる農地を一部分ずつ配分されるのが一般的である。たとえば同一村内に生産力が異なるA-B-C-Dの4種の農地があるとすれば、各農家はAからaを、Bからbを、Cからcを、Dからdを請負い、村内の公平性を保つというものである。しかし、この原則を厳密に実施すればするほど、前述したように、各農家の農地は零細なうえにますます分散し、生産性は停滞または減減せざるを得ないことになる。また、いうまでもなく、この「村内公平の原則」は近隣の村には適用されないで、村が異なれば1戸当たり農地面積が大きく異なるという不公平はしばしば発生している。
- 10) 2008年に実施された中国民主同盟(民盟)重慶市委員会調研室等の機関の調査によると、1.6万人余の調査対象農村出身労働者の内、養老保険(年金)に加入していない者は実に91.8%に達していると報告されている「部分民工回流面臨無地耕種」『財經網』2008年12月12日

まさに生活を安定させるために唯一の拠り所である農地が、不当に安い補償金で半ば強制的に取り上げられつつあるのであるから、この問題がいかに深刻なものであるかがわかるだろう。

1) 失地農民の増大

失地農民問題の規模・深刻さについては、香港・台湾の新聞等のマスコミ報道では様々に伝えられているが、中国の公式の新聞報道、研究報告等ではそれほど多く語られているわけではない。これは事態の性質（いわゆる中国政府にとっての社会安定維持の根幹にかかわる「敏感な問題」であること）により、公表が差し控えられる事件が多いからであろう¹¹⁾。

しかし、関連する資料が存在しないわけではない。たとえば、この点について農業部弁公庁編（2006）では以下のように紹介している。

① 1987年から2001年にかけて、全国で非農業目的に収用された農地は2,395万ムー（159.7万ha）で（291ページ）、最低でも3,400万人の農民が農地を失った。

② また資料では、2000年代半ばには、失地農民の人口規模は最低でも4,000万人に達し、さらに毎年300万人が土地を失っているとしている。

このほか、農村における代表的な新聞である『農民日報』では、そうした失地農民の6割が生計困難で、多くの者が「三無農民」（無地・無業・無保障）状態にあることを報道している¹²⁾。

直近の資料では、『新京報』では2011年11月の報道で¹³⁾、元國務院東北振興弁公室副主任の宋曉悟氏の発言として、失地農民の人口規模は4,000万人に達していると伝えている。このように事態はその規模からして看過できない状況にあり、現在でも決して収束しているわけではない。

11) 人民日報2006年9月4日では、王国林他『失地農民調査』新華出版社が発行され関心が高まったとの報道があったが、現実には公表はかなり遅れた。

12) 「失地農民応永久享有土地收益権」『農民日報』2006年8月10日。

13) 「我国失地農民約4千万 願回郷民工不足1成」『新京報』2011年11月1日。

2) 農地をめぐる農民争議・「信訪」の増大

当然のことながら、半ば強制的な農地の収用による請負権の喪失、不当に安い補償金等にたいして農民の反発は強く、全国各地で農民争議が頻発している（具体例は後述する）。また合法的な「信訪」（一種の政府機関への陳情）も激増しているという。農業部弁公庁編（2006）230ページによれば、すべての中央政府機関が2004年に受け付けた「信訪」件数は45.7万件、陳情のため上京した団は6.7万団、14.8万人に達し、この数字は、2003年に比べてそれぞれ11.7%、58.4%、52.9%増加したという¹⁴⁾。

また、2004年に農業部が受け付けた「信訪」の58.8%が土地関係の争いであったという。この土地問題をめぐって具体的にどのような事件が起こっているのか、農業部弁公庁編（2006）230ページは以下のような事例を紹介している。

事例1：村幹部が自らの利益のために、元の請負者を無視して勝手に他者に請け負わせる事件（遼寧省瀋陽市新民県張家屯郷）。

事例2：村の基層幹部が農民に土地の転貸を強制した事件（湖北省応城市天鵝鎮）。この事件はある農業会社に土地を転貸するように幹部から農民が強制され、その補償を得られなかったというものであった。

事例3：村の基層幹部が30年の請負期間（詳細は後述）を無視して強制的に土地を回収し、これを「機動田」（予備の農地）として高額の請負費を徴収した上で、再び他者に請け負わせた事件（黒龍江省訥河市六合鎮）。

事例4：公共工事等で土地を失った農民が農地の再配分を受けられなかった事件（陝西省華陰市北社鎮、黒龍江省哈爾濱市道里区新発鎮）。前者は三

14) 農業部弁公庁編（2006）230ページ等によれば、「信訪」の激増に対応困難となった中国政府は、「信訪条例」を2005年1月に「改正」し、基本的に中央政府での受付を停止し、地方政府対応とすることとした。しかし、2003年の「信訪」件数が、全体件数が14.0%増加したのにたいして、省政府受付が0.3%増、県政府受付は2.4%減であり、中央政府受付は46.0%の増大を示した事実を考慮すれば、こうした措置が問題のすり替えにすぎないことは明らかであろう。

門峡ダム移民が北社鎮に移民後農地の配分を受けられず、生活苦に陥った事件。後者は新発鎮に移住した農家が当初の条件と異なり農地を配分されなかった事件。

事例5：農民が土地を収用された後、代替地や補償を受けられなかった事件（陝西省商洛市鎮安県余師鎮等）。郷政府が道路整備等で農地を収用した後、その代替地も補償も行わなかったというもの。

さらに、直近の資料によると、中国政府発表の農業白書である『中国農業発展報告2011』（2011）¹⁵⁾によれば、2010年1年間だけでも、全国の農業部門が調停した農地をめぐる紛争は実に19.37万件にも達したという。現在においても、いかに中国において農地をめぐる問題が多いかが理解できよう。

3. 失地農民問題をめぐる土地制度の課題

では、なぜ、これほどまでに農地問題をめぐる社会紛争が増加し、農民の不満が高まっているのであろうか。それには、以下のような要因が挙げられよう。

- ① 行政組織の腐敗や公務員の汚職等による農民の土地利用権の著しい侵害。
- ② 農地の実勢価格と収用時の補償価格との著しい乖離。
- ③ 現行の土地制度の中でも、農地収用制度が、以下に述べるように農民にとって著しく不利な制度であり、もし農民自身が収用や保障に不満である場合でも、何等反対意見を表明する機会がないこと。

1) 農民の請負権とは何か

現在の中国において、農地はどのような所有関係にあるのであろうか。周知のように、現在の中国の憲法では、農村の農地は集団所有と規定されている（これにたいして都市の土地は国有）。実際には農村では村民委員会を単

15) 中華人民共和國農業部編（2011）92ページ。

位とする集団所有制がとられ、個別農家は村民委員会との契約に基づいて、30年を基準とする利用権（中国語では「使用権」）を得ている¹⁶⁾。実施時期は地域によって若干異なるが、一般に、1983年前後に結ばれた請負契約を第1回請負と呼び、その契約期間は15年間であった。続いて第1回請負が満期を迎えた1998年前後に結ばれた請負契約を第2回請負と呼び、この契約期間は30年間に延長された¹⁷⁾。この第2回請負時に、中央政府は農家側の請負権を強化し、農民の自発的な農地貸借による大規模経営への集積を促進する政策として、村民委員会による、それ以降の「割換え」（人口の増減による農地の再配置）を禁止したが、多くの村民委員会では、その後も依然として再配置は実施されている。このように、現在でも、一部の村民委員会では、おもに人口増加などを理由に、農民が請け負う農地を数年に一度再配置しているのが実態であり、農民は自ら利用する農地を容易に確定できない。

こうしたなかで、2008年10月に開催された中国共産党第17期中央委員会第3回全体会議（以下、「17期3中全会」とする）では、これまでにみられなかった、さらに一步踏み込んだ内容の新たな土地政策が提起された。それは、請負期間の延長と農民の農地利用権の保護である。つまり、17期3中全会で可決された「中国共産党中央の農村改革発展を推進するうえでのいくつかの重要問題に関する決定」（2008年10月12日可決、以下「決定」とする）においては、「現在の（農地）請負関係を安定的に維持し、併せて長期にわたって不変とする」と述べられている。ここでは「長期にわたって」が、具体的にどのくらいの期間になるのか明示されてはいないが、中国ではかなりの長期間（ほぼ永久に近い）という観測が一般的である。これは農民が現在所有する利用権を財産として確定することを目的としていると考えられ、本稿で問題にしている失地農民問題の深刻化に伴って、中国政府が何らかの農民保護を行わざるを得なくなった事態に至っていることを示していると考え

16) この農地をめぐる制度の変遷については、楊一介（2003）に詳しい。

17) これらの要点は『土地管理法』、『農村土地承包法』、『基本農田保護条例』に規定されている。

られる¹⁸⁾。

なお、農地の請負にかんして、以前は農業税が徴収されていたため、これが事実上の地代（農民の土地利用料）となっていたが、2005年から農業関係諸税の減免が実施されたため、この地代負担は免除されることとなった。

このように、農家の農地利用権は一応確保されているようにみえるが、現実にはそうではない。一般に中国の農家は、多くの場合、農地にかんして無権利状態におかれることが多い。それは、ある局面では、前述のように農村幹部の恣意的な農地配分や割換えが現在でもたびたび行われ、自らが権利を有する農地が確定できないこと、さらに後述するように、土地収用時において無権利状態にあり、また、前述した農村幹部等の脱法行為にも対応できない無権利（前述した「信訪」等によることしか解決の方法がないこと）状態にあるという局面においてである。

2) 土地収用時の手続き

では、農民がいかに無権利状態にあるのかについて、もっとも先鋭化した問題である土地の収用プロセスについてみてみよう。

日本では土地収用に当たって、事業主体と農家の間で合意できない場合、最終的には都道府県の土地収用委員会に案件が付託されるが、強制執行等が行われるのは、成田空港などの事例を除いてごくまれである。これには公共の福祉の原則があるとはいえ、私有財産の保護の原則が守られているからである。また基本的に民間ベースの不動産開発などは土地収用委員会が動くことは少ない。

18) また、「決定」では、「全国の農地面積の下限を18億ムー（約12億ヘクタール）とし、これを「永久基本農地」とするなど、農地転用の制限を発表している。「決定」ではこの永久基本農地の面積が18億ムーを下回ることを一切認めず、農地転用を厳しく抑制する。各省・市・自治区レベルでこの永久基本農地面積を維持することを基本とし、省間の移動を認めない。万一転用する場合は、まず先に相当する面積の新規開墾・荒廢地の開発を実施し、その後転用することを原則とする」としている。これによって行政機関や開発業者の無計画な農地転用を抑制しようとしているのである。

これにたいして、中国では、まず、マンション開発業者等の事業主体（「用地単位」）が国土行政主管部門に用地収用申請を行い、当該部門は県（市）に設置されている「統徴弁」（統一土地収用弁公室）に審査を申請する。この「統徴弁」が収用を認めた場合、村民委員会・農家に収用を「通知」するシステムとなっている。このように、中国では「通知」を受けるまで、基本的に農家は進行する事態の「蚊帳の外」であり、決定に農家が関わることは基本的にない。よって、不満や意見を表明する場も設けられていないのが実態である。この点に基本的な問題があるといえよう。

3) 著しく低い土地収用時補償

また、農家が収用に同意するまたは同意しないという問題以外に、収用価格が不当に低価格であるという問題がしばしば指摘されている。前掲、農業部弁公庁編（2006）によれば、農地収用後の販売価格を100とすれば、その配分は、地方政府20～30%、マンション開発企業等40～50%、村民委員会30%で、農民にはわずか5～10%しか配分されないという。ある学者の試算によれば、ここ20年あまりの間に、土地を収用した各機関（マンション開発業者等）が農民から奪った利益は少なくとも5兆元に達するという。

また、陳小君（2012）では¹⁹⁾、国土資源部の調査を紹介し、2000年に浙江省上虞市政府が企業等に土地を貸し出して得た収益は実に2.19億元に達したが、この農地を収用する際の補償費用（農民への補償）はわずか591万元（貸出収益の2.7%）に過ぎなかったことが報告されている。

このように、地方行政や企業は土地開発に関連して暴利ともいえる利益を獲得し、農民はわずかな補償金で土地を取り上げられている状況が明らかである。これでは農民の不満が高まるのも無理はない。

19) 陳小君（2012）238ページ。

4. 失地農民問題の深化と頻発する農民争議

こうした失地農民問題の深化，都市と農村の経済格差，社会矛盾は，必然的に農民争議を頻発させることになる。表2は全国で発生した「群衆事件」（農民争議だけではなく，他の社会争議も含む）の推移を示したものであるが，明らかに近年増加傾向にある。また2005年は8.4万件に達し，その内の1割が暴動事件に発展したとする報道もある²⁰⁾。

このほか，直近の資料としては，肖唐鏢主編（2011）²¹⁾および龔維斌・馬福雲（2011）によれば，2000年から2010年までの期間において，「群衆事件」は件数，参加者とも増加傾向にあることが述べられている。

とくに，ここ数年大規模な偶発的騒乱事件が続発していることと，農村の失地農民問題および三農問題は当然無関係ではない。事例として，数多い全国の争議・紛争事件の中から，肖唐鏢主編（2011）および龔維斌・馬福雲（2011）にとりあげられた，2000年以降の農村・農民問題関係分と思われる²²⁾比較的大規模な争議事件に注目すると，以下のような事件があげられる。

重慶市万州区騒乱事件（2004年10月），河南省中牟県争議事件（2004年10月），四川省漢源県ダム建設争議事件（2004年10月），浙江省東陽市騒乱事件（2005年4月），安徽省池州市騒乱事件（2005年6月），湖北省黄石市争議事件（2005年7月），広東省汕尾市発電所用地収用争議事件（警官隊が発砲と報道，2005年12月），四川省広安市争議事件（2006年11月），福建省廈門市抗議デモ事件（2007年3月），貴州省甯安県農民争議事件（2008年6月），雲南省孟連県農民争議事件（2008年7月），陝西省府谷県農民争議事件（2008年7月），雲南省大理市タクシー運転手デモ事件（2008年11月），甘粛省隴南市

20) 『蘋果日報』2006年1月20日。

21) 肖唐鏢主編（2011）22ページ。

22) 事件によっては詳細が報告されていない場合があり，ここでは筆者の推測により，農村・農民関係分と判断したものも含まれている。

抗議デモ事件（2008年11月）、広東省東莞市1125労働争議事件（2008年11月）、湖北省石首市住民争議事件（2009年6月）。

この中で、とくに四川省漢源県ダム建設争議事件、広東省汕尾市発電所用地収用争議事件は、行政側の発電所、ダム建設のための農地収用が農民争議の原因と明確に報道されており、現実には、こうした失地農民問題が背景にあると考えられる紛争事例は枚挙にいとまがない状況と考えられる。

こうした農村の困難な状況の中で、今現在中国政府は、都市への移動の緩和、農業関係諸税の減免、農業補助金の交付、「新農村建設」政策による農村インフラ・農業生産インフラ整備等の、農村・農家保護、経済振興のための重要な改革を進め²³⁾、さらに「決定」に示したように農民の農地権利の保護を提起している。しかし、失地農民問題は問題自体が前述のように深刻であり、しかも農地利用権にかんする制度の不備問題が存在しているため、その改革の道りにはさらに多くの困難と、相当の時間とが必要とされると予想できる。

表2 全国「群衆事件」の発生件数と参加者数

	件数 (万件)	参加者数 (万人)
1993年	0.87	70
1994年	1.00	-
1996年	1.20	-
1997年	1.70	-
1998年	2.50	-
1999年	3.20	-
2000年1~9月	3.00	-
2002年	5.11	280
2003年	5.85	300
2004年	7.40	-

(資料) 宇野 (2005) から作成。

23) この中国政府の農村・農業政策については、大島一二 (2012b) 参照。

5. まとめにかえて

ここまでみてきたように、社会争議の頻発は中国政府にとって徐々に無視できないものになってきている。また、今世紀に入り、このような大きな社会矛盾の存在を問題視し、社会的な批判もしだいに大きくなっていることも事実である²⁴⁾。

こうした情勢の変化を背景に、農民保護と社会安定のために、胡・温政権は農民の農地請負権を財産権の一部として認める政策を前面に押し進めつつある（「決定」参照）。ただ、後述するように、いまだこの問題をめぐって農民の権利は完全に保護されているわけではなく、現在でも毎年20万件にも及ぶ土地をめぐる紛争が発生していることは、すでに述べた通りである。

問題の解決には、少なくとも以下の二つの対策が必要であろう。一つには農民の土地利用に関わる財産制度をどう再構築するのか、今ひとつは、すでに土地を失った農民をどう救済するか、である。前述したように、土地に関

24) この問題にたいして、改革を訴える研究者も多く、現在までにいくつかの提言が出されている。その提言を大別すると、両極に農村の土地の「国有化」案と「私有化」案がある。これはいずれも主張する論者は少ない。とくに「私有化」は社会主義体制との関係でタブー視されている。また「国有化」は、中国の現行の体制下で「国有化」しても利益分配の対象が中央政府になるだけで、あまり解決にならないとの意見もある。この両極の間に、折衷案的（現実的）な案として以下のような案が提起されている。郭書田による「農民集体国家多元所有制」、韓俊による「農民按分公有制」、などがその代表である。とくに「土地股分制」は以前、広東省で流行した股分制を流用したものであるが、最近では、これと類似した主張をする政府系研究者が多い。「失地農民応永久享有土地收益権」『農民日報』2006年8月10日では、この成功例として、広東省南海市で実施された「農村土地股分合作制」と北京市大興区の「土地基金会」の事例をとりあげている。南海市では工業転用等によって農民が受け取る土地股分からの収益は、農民純収入の1/2~1/4に相当しているという。この方法と類似した手法として、農村の協同組合組織を利用した方法もみられる（秦大忠（2005））。また、北京市大興区の「土地基金会」（2002年成立）は以下のような方法をとっている。まず、「用地単位」を土地補償費の支払いとともに入会させ、関係する村民委員会も入会させる。土地基金会は土地利用計画に基づいて統一的に土地開発を実施させる。あわせて毎年1ムー当たり1550元を農民に支給する。土地補償費は10年で10%増額し、基本的に農民は半永久的に収益を受けられるというものである。このような方法にはいくつか問題もあるが、現実の悪い状況にたいする改善策としては一定の効果を持つといえよう。

わる制度整備は、遅きに失した感はあるが、2008年の「決定」発表以降ようやく進みつつある。しかし、後者の、すでに農地を失った農民への救済措置については、いまだ進展はほとんどみられない。このままでは社会争議が拡大することも懸念される事態である。中国政府の対応が待たれる。

<参考文献>

- 宇野和夫（2005）「中国の群衆犯罪事件の概念と特徴」『文化論集』第27号。
- 大島一二（2007）『中国野菜と日本の食卓 -産地, 流通, 食の安全・安心-』芦書房。
- 大島一二（2011）「第3章 三農問題の深化と農村の新たな担い手の形成」佐々木智弘編『中国「調和社会」構築の現段階』アジア経済研究所。
- 大島一二（2012a）「中国における農村労働力の就業環境と就業行動 -農村労働力の学歴・就業の変遷にかんする調査結果を中心に-」『桃山学院大学経済経営論集』第53巻第3号, 桃山学院大学総合研究所。
- 大島一二（2012b）「全人代分析 -農村の経済振興政策・社会整備政策の現状と課題-」『日中経協ジャーナル』2012年5月号, 現在印刷中。
- 龔維斌・馬福雲（2011）『社会群体与群体性事件研究』国家行政学院出版社。
- 肖唐鏢主編（2011）『群体性事件研究』学林出版社。
- 秦大忠（2005）「中国における「失地農民問題」解消に向けた株式合作制の導入過程とその効果：山東省済南市Z村の事例分析を中心に」『農業経済研究報告』15～26ページ。
- 農業部弁公庁編（2006）『農業部弁公庁2005年調研報告集』（内部資料）。
- 中華人民共和國農業部編（2011）『中国農業發展報告2011』中国農業出版社。
- 陳小君（2012）『田野, 実証与法理 -中国農村土地制度体系構建-』北京大学出版社。
- 楊一介（2003）『中国農地権基本問題 -中国集体農地権利体系的形成与擴展-』中国海関出版社。

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2012年4月23日受理）

The “Losing-lands Peasants” Problem in China; the Present Situation and Clue to a Solution

OSHIMA Kazutsugu

Recently, many farmers have lost their contracted lands and suffered from poverty in China. The “Losing-lands Peasants (shidi nongmin)” problem has become one of the most serious problems in China. This paper examined the land use and expropriation system as the cause of it, and discussed its far-reaching influences, especially farmers riots developed from this problem.

The “Losing-lands Peasants” problem has basically arose from the rapid expansion of land demands, which caused in the rapid economic growth in China, without building systematic rights to own farming lands by farmers. Some enterprises and corrupted officers take illegal advantage from this situation.

The crop estimate is not so sufficient because of their small-scale subsistence farming. But farming income is still important for Chinese farmers since it is relatively stable than non-farming income, besides they cannot receive enough benefits from the social security system. The corporative medical system based on the People’s Commune has collapsed once and be in its’ rebuilding process now. The social security system is not widespread enough and farmers are not actually able to receive their pensions. Farmers are relying on their farming lands. This problem is really serious because such important lands are going to be expropriated almost forcibly.

In the late 2000 s, Chinese government proposed the policy that recognizes farmers’ contraction on their farming lands as their property rights. But the situation is still far from the solution and we should pay close attention on it.